

2023 年度 前期総会

2023 年 8 月 6 日

目次

1. 前期予算案
2. 前期決算報告
3. 収支内訳
4. 後期予算案
5. 監査証明書
6. 春合宿決算報告書
7. 新歓合宿決算報告
8. 議題
9. 会則
10. 弓の管理に関する諸規則

監査資料

監査日：2023年7月7日

配布資料：2023年度前期決算報告・収支内訳・2023年度後期予算案

2023年度前期予算案

<予想される2022年度後期決算修正>

2022年度後期修正前繰越金 ￥1,485,393

収入	2020年度後期会費	￥45,000	(3,000×15)
	入会費	￥12,000	(2,000×6)
	計	￥60,000	

支出 なし

修正後予想後期繰越金

￥1,485,393 + ￥60,000 = ￥1,545,393

<2023年度後期予算案>

2022年度後期修正後繰越金 ￥1,545,393

収入	入会金	￥80,000	(￥2,000×40)
	2021年度前期会費	￥480,000	(￥3,000×160)
	計	￥560,000	

支出	施設利用料	￥100,000
	弓具費	￥200,000
	印刷費	￥1,000
	交通費	￥5,000
	文具費	￥2,000
	郵送費	￥5,000
	オリエン関連費	￥7,000
	計	￥320,000

2023年度前期繰越金

￥1,545,393 + ￥560,000 - ￥320,000 = ￥1,785,393

2022年11月30日締め 同日作成

2023年度前期決算報告

<2022年度後期決算修正>

2022年度後期修正前繰越金 ￥1,485,393

収入	22年度後期会費	￥3,000	(￥3,000×1)
	地連登録料	￥4,000	(￥1,000×4)
	施設利用料金返却金	￥13,000	
	22年度後期誤記入	￥2,000	
	計	￥22,000	
支出	施設利用料	￥16,190	
	立替金	￥211,500	
	手数料	￥330	
	22年度後期誤記入	￥△2,179	
	計	￥225,841	

2022修正後後期繰越金

￥1,485,393 + ￥22,000 - ￥225,841 = ￥1,281,552

<2023年度前期決算>

2022年度修正後後期繰越金 ￥1,281,552

収入	利息	￥5	
	22年度準会員費	￥15,000	(￥5,000×3)
	22年度前期会費	￥3,000	(￥3,000×1)
	22年度後期会費	￥33,000	(￥3,000×11)
	23年度準会員費	￥5,000	(￥5,000×1)
	23年度前期会費	￥416,846	(￥3,000×139-15)
4)			
	入会金	￥167,000	(￥2,000×78)
	入会金及び会費過払金	￥8,000	
	立替金返却金	￥548,329	
	計	￥1,185,180	
支出	追いコン関連費	￥59,500	

返却金	¥ 34,000
手数料	¥ 2,130
立替金	¥ 740,696
施設利用費	¥ 80,125
弓具費	¥ 18,760
消耗品費	¥ 2,743
計	¥ 937,954

2023年度前期繰越金

$$\begin{aligned} & ¥ 1,281,552 + ¥ 1,185,180 - ¥ 937,954 \\ & = ¥ 1,528,778 \end{aligned}$$

2023年6月30日締め 同日作成

2023年度前期決算

11月収入

日付	金額	項目	対象
30	3,000	22後期会費	林悠花
	3,000	計	

11月支出

日付	金額	項目	対象	備考
	0	計		

預金	1,449,262
現金	40,310
期首金	1,489,572
収入	3,000
支出	0
変動額	3,000
繰越金	1,492,572

12月収入

日付	金額	項目	対象
12	13,000	施設利用料返却金	駒澤才
15	1,000	地連登録料	ヨシカワ
18	1,000	"	寺見
20	1,000	"	フクヤマ
	1,000	"	ノリカネ
	17,000	計	

12月支出

日付	金額	項目	対象	備考
10	211,500	立替金	テイケイイオン	成人射会
	330	手数料		
26	16,190	施設利用料	世田谷	
	228,020	計		

預金	1,452,262
現金	40,310
期首金	1,492,572
収入	17,000
支出	228,020
変動額	-211,020
繰越金	1,281,552

計	20,000
22後期会費	3,000
施設利用料返却金	13,000
地連登録料	4,000

計	228,020
立替金	211,500
手数料	330
施設利用料	16,190

1月収入

日付	金額	項目	対象
18	5,000	22準会員費	サワ
	5,000	計	

1月支出

日付	金額	項目	対象	備考
	0	計		

預金	1,241,242
現金	40,310
期首金	1,281,552
収入	5,000
支出	0
変動額	5,000
繰越金	1,286,552

2月収入

日付	金額	項目	対象
4	5,000	22準会員費	末次
15	3,000	22後期会費	永井
	3,000	"	木脇
	3,000	"	岡田
	3,000	"	峰島
	3,000	"	廣渡
	3,000	"	滝沢
16	3,000	"	チョウチカ
17	5,000	22準会員費	檜垣
	6,000	22前期及び22後期会費	遠藤(現金参照)
	24,329	立替金返却金	前田(成人射会)
	3,000	22後期会費	小川
20	5	利息	
22	300,000	立替金返却金	前田(成人射会)
27	3,000	22後期会費	杉山
	367,334	計	

2月支出

日付	金額	項目	対象	備考
12	10,000	追いコン関係費	古川(前総務)	現金の減少
16	26,000	返却金	村瀬(前内務)	道場キャンセル代
	380	手数料		
17	6,190	立替金		タクシー代(現金参照)
27	4,320	施設利用費	世田谷	
28	1,000	施設利用費		
	47,890	計		

預金	1,246,242
現金	40,310
期首金	1,286,552
収入	367,334
支出	47,890
変動額	319,444
繰越金	1,605,996

3月収入

日付	金額	項目	対象
31	224,000	立替金返却金	金井(春合宿)
	224,000	計	

3月支出

日付	金額	項目	対象	備考
3	196,706	立替金		22夏不足+春予算
	220	手数料		
	224,000	立替金	ドリームワールド	春合宿バス代
	330	手数料		
3	33,000	追いコン関連費		補助金
	454,256	計		

預金	1,575,876
現金	30,120
期首金	1,605,996
収入	224,000
支出	454,256
変動額	-230,256
繰越金	1,375,740

4月収入

日付	金額	項目	対象
11	3,000	23前期会費	内田
12	3,000	"	竹下
	3,000	"	菊池
14	3,000	"	古川
17	3,000	"	山下
	5,000	入会金及び23前期会費	柄澤
	13,000	"	宮内
	5,000	"	セキ
18	3,000	23前期会費	南

4月支出

日付	金額	項目	対象	備考
7	21,503	弓具費、お品代	早間、石原、内田	立替精算
12	16,500	追いコン関係費	岡部	立替精算
	270	手数料		
19	8,000	返却金	宮内	入会金及び会費過払精算
	270	手数料		
26	25,920	施設利用料	世田谷	
	72,463	計		

預金	1,345,620
現金	30,120
期首金	1,375,740
収入	155,000
支出	72,463
変動額	82,537
繰越金	1,458,277

19	5,000	入会金及び23前期会費	武村
	3,000	23前期会費	寺澤
20	3,000	"	岡り
	3,000	"	三輪
21	5,000	入会金及び23前期会費	中野り
	5,000	"	石川み
22	5,000	"	高柳
	5,000	"	多田
	5,000	"	筒井
	5,000	"	八尾
24	5,000	"	飯田こ
	3,000	23前期会費	鈴木ゆ
	5,000	入会金及び23前期会費	足田
25	5,000	"	加納
	3,000	23前期会費	村瀬
	5,000	入会金及び23前期会費	醍醐
	5,000	"	石川ゆ
	5,000	"	金盛
26	5,000	入会金及び23前期会費	塗師
27	5,000	"	永野ゆ
	3,000	23前期会費	對馬
	3,000	"	伊藤み
28	3,000	"	金井り
	5,000	入会金及び23前期会費	金田
30	5,000	"	小尾
	5,000	"	チェン

155,000 計

5月収入

日付	金額	項目	対象
1	5,000	入会金及び23前期会費	青木
	3,000	23前期会費	山口
	5,000	入会金及び23前期会費	大村
2	3,000	23前期会費	高梨
5	3,000	"	遠藤り
	5,000	入会金及び23前期会費	余
7	5,000	"	加藤は
8	3,000	23前期会費	野尻
	5,000	入会金及び23前期会費	榎永
	5,000	"	富山
	5,000	"	水江
	5,000	"	植田
	5,000	"	千葉
	5,000	"	本多
	5,000	"	川瀬
9	5,000	"	林り
10	3,000	23前期会費	島田
	3,000	"	和田
11	5,000	入会金及び23前期会費	大倉
	5,000	"	田中ち
	3,000	23前期会費	竹本
	3,000	"	佐藤み
	5,000	入会金及び23前期会費	金川み
12	5,000	"	成田
	5,000	"	津村
	5,000	"	金川な
	3,000	23前期会費	八巻
	3,000	"	小山
	5,000	入会金及び23前期会費	町田
	3,000	23前期会費	木津
13	5,000	入会金及び23前期会費	江崎
	3,000	23前期会費	石原
	3,000	"	榎本
	3,000	"	寺見
14	5,000	入会金及び23前期会費	松村
15	3,000	23前期会費	森に
	5,000	入会金及び23前期会費	三村
	3,000	23前期会費	伊藤あ
	3,000	"	小川
	3,000	"	坂本
	5,000	入会金及び23前期会費	弘基
	5,000	"	吉弘
	5,000	"	田形
	3,000	23前期会費	鈴木り
	5,000	入会金及び23前期会費	久保田
	5,000	"	溝呂木
16	5,000	"	西村ゆ
	5,000	"	大平
	5,000	"	溝口の
17	3,000	23前期会費	早間
	5,000	入会金及び23前期会費	松山
	3,000	23前期会費	大貫
	3,000	"	忠内
	3,000	"	一色
18	5,000	入会金及び23前期会費	西村こ
	5,000	"	星野
19	5,000	"	福留

5月支出

日付	金額	項目	対象	備考
12	313,800	立替金	マイニテコムネット	新歓合宿
12	330	手数料		

314,130 計

預金	1,428,157
現金	30,120
期首金	1,458,277
収入	388,846
支出	314,130
変動額	74,716
繰越金	1,532,993

	2,846	23前期会費	杉山
	5,000	入会金及び23前期会費	大島
21	3,000	23前期会費	高砂
22	3,000	"	石橋
	5,000	入会金及び23前期会費	立花
	3,000	23前期会費	石井
	5,000	入会金及び23前期会費	久曾神
23	3,000	23前期会費	梅田
	5,000	入会金及び23前期会費	濱岡
	3,000	23前期会費	石丸
	6,000	22後期23前期会費	佐々木光
	5,000	入会金及び23前期会費	竹内え
24	3,000	23前期会費	早川
	5,000	入会金及び23前期会費	上田
25	5,000	"	藤本
	5,000	"	中村
	3,000	23前期会費	大野
	5,000	入会金及び23前期会費	大槌
26	3,000	23前期会費	郡山
27	3,000	"	河原
	5,000	入会金及び23前期会費	池田
28	5,000	"	中川
29	5,000	"	市川
	3,000	23前期会費	飯田は
	5,000	入会金及び23前期会費	橋本ゆ
	5,000	"	藤野ま
30	5,000	"	島
	5,000	"	莫
	3,000	23前期会費	溝口た
	3,000	"	小笠原
	5,000	23準会員会費	河合
	3,000	23前期会費	枝松
	3,000	"	稲生
	5,000	入会金及び23前期会費	莚中
	3,000	23前期会費	遠藤れ
	3,000	"	有馬
	3,000	"	青柳
	388,846	計	

6月収入

日付	金額	項目	対象
1	5,000	入会金及び23前期会費	大嶺
	5,000	"	竹内ゆ
	5,000	"	小島
	3,000	23前期会費	廣渡
2	5,000	入会金及び23前期会費	Rifki Hafsa
	3,000	23前期会費	西
7	3,000	"	岡部
8	5,000	入会金及び23前期会費	アナンタシラバ
13	5,000	"	星
30	3,000	23前期会費	野々原
	3,000	"	菅野
	45,000	計	

6月支出

日付	金額	項目	対象	備考
20	48,885	施設利用費	梅田	立替精算
	330	手数料		
	49,215	計		

預金	1,502,873
現金	30,120
期首金	1,532,993
収入	45,000
支出	49,215
変動額	-4,215
繰越金	1,528,778

計 1,185,180

利息	5
22年度準会員費	15,000
22年度前期会費	3,000
22年度後期会費	33,000
23年度準会員費	5,000
23年度前期会費	416,846
入会金	156,000
入会金及び会費超過	8,000
立替金返却金	548,329

計 1,185,180

計 937,954

追いコン関連費	59,500
返却金	34,000
手数料	2,130
立替金	740,696
施設利用費	80,125
弓具費	18,760
消耗品費	2,743

計 937,954

2023年度後期予算案

<予想される2023年度前期決算修正>

2023年度前期修正前繰越金 ￥1,528,778

収入 なし

支出 なし

修正後予想後期繰越金

￥1,528,778

<2023年度後期予算案>

2023年度前期修正後繰越金 ￥1,528,778

収入	入会金	￥4,000	(￥2,000×2)
	23年度前期会費	￥12,000	(￥3,000×4)
	23年度後期会費	￥426,000	(￥3,000×142)
	計	￥442,000	

支出	施設利用料	￥100,000
	弓具費	￥200,000
	印刷費	￥1,000
	交通費	￥5,000
	文具費	￥2,000
	郵送費	￥5,000
	オリエン関連費	￥7,000
	計	￥320,000


2023年度前期繰越金

￥1,528,778 + ￥442,000 - ￥320,000 = ￥1,650,778


2023年6月30日締め 同日作成

以上の通り、2023年度前期の合宿における決算報告を致します。

慶應義塾大学弓道同好会 合宿担当


三輪 あか 

合宿担当

大野 大暉 

以上の通り、2023年度前期における決算報告を致します。

慶應義塾大学弓道同好会 財務


茂手結 

以上の会計報告を本同好会の趣旨に合致したものとし、これを承認致します。

慶應義塾大学弓道同好会 会計監査

遠藤 鈴奈 

会計監査

古川 ひより 

2023年 7月 7日

2023 年度 前期会計報告

2023 年 1 月 1 日～6 月 30 日

1. 春合宿会計

(収入の部)

項目	決算額
合宿残金	105,853
合宿費振込	1,346,100
計	1,451,953

(支出の部)

項目	決算額
バス代	224,000
宿泊代	1,019,260
景品代	33,094
コンパ・お菓子類	15,222
下見代	18,800
お土産代	4,514
送料	2,000
返金	89,622
計	1,406,512

※差引残高は 45,441 円となっておりますが、このとき未振込もあったため最終的な残高は 56,682 円となっております。

2. 新歓合宿

(収入の部)

項目	決算額
前回繰越金	56,682
参加費	1,003,000
計	1,059,682

(支出の部)

項目	決算額
宿泊代	454,300
宴会場代	32,450
夕食BBQ代	129,800
バス代	228,800
高速道路代	14,900
保険料	35,400
レンタカー代(鍛原綾吾)	17,746
レンタカー代(鈴木雄介)	33,759
お土産代	2,959
景品代・飲み物代	3,627
返金(田形優雅)	17,000
計	970,741

差引残高 88,941 円は、2023 年度後期に繰越いたします。

上記のとおり、報告いたします。

2023 年 7 月 7 日 合宿担当 三輪 あすか
大野 大輝

弓の命名による弓管理の刷新

1. 提案

現在のキロ数・ナンバーの表記に加え、使用者による命名によって弓の識別・管理をより効率的なものにする。

2. 現状・問題点

現在、弓の管理は内務の仕事となっているが、弓袋と中身の不一致が度々発生し弓の管理が難しくなっている。

練習使用後にキロ数かナンバーいずれかの表記が本来とは異なる別の弓袋に入れてしまう事態が発生しやすい。

また、その単純表記ゆえに、練習開始時には前回に使用した弓のキロ数・ナンバーを探すのに時間がかかってしまっている。

3. 具体案

使用者が弓に対して命名し、弓本体とその弓袋にキロ数・ナンバー表記のほかに名札をつける。

弓の命名、名札の効力についてはその人がその弓を占有的に使用する期間に限る。

命名によって弓一本一本の個性が高まり、練習前に探しやすく、練習後の弓袋の入れ違いも防止することができ、紛失も発覚しやすい。自分の出した弓がいつの間にか別の人に使われている事態も防げる。

また、弓に対する認識が代替の効く単なる道具から、毎回の練習を一緒に取り組むパートナーへと変化し、命名した弓への愛着、ひいては弓道そのものへの意欲に繋がる。さらには、弓上げの際は新たな命名の機会に恵まれるため、よりキロ数が高い弓への挑戦意欲にも繋がる。

4. 補足事項

決してふざけた提案ではなく、現に伝統的に自分自身の高校弓道部では命名制度が取られており、それを踏まえての提案。

原則は毎回の練習での占有者が独断により自由に命名。

ただし、複数人で共有している場合には共有者同士の相談の上で決める。

命名は各人の自由な発想に委ねられるが、その自由は公序良俗に反しない限り。これに反する場合は内務がその権限に従い命名権を剥奪する。

令和5年7月2日

合宿担当増員

37期 大野大暉

1. 提案

合宿担当の人数増員について。

2. 現状・問題点

- ・現状合宿担当が2人であり、負担がものすごく大きい。
- ・また新歓のチラシ作成等の役割も振られている。

3. 具体案

- ・総務と合体させ、4人体制にする。 _
- ・合宿担当を4人以上に増やすことで役割分担を図る。 _

4. 補足事項

特になし。

令和5年7月3日

役員システムの変更に伴う会則の変更について

36期 南雄太

1. 提案

2022年度後期総会において行われた、役員システムの変更に伴う、弓道同好会会則の改訂。

2. 現状・問題点

システム変更後、会則を改訂していない。会則第5章 改正(改正の決議) 第13条に則り、本会執行則の改正は、役員会において出席役員の3分の2以上の賛成を必要とする。

総会においても一度可決を取る必要がある。

3. 具体案

変更点のみ抜粋

弓道同好会会則

・第4章 役員及び役員会

(役員) 第19条 役員は、次に掲げる通り設けられる。～

～ 十 熟練度の高い者を以て任じられ、練習時の指導を総括する指導主任1名以上

～ 十二 臨時練習を統括する臨時練習担当1名以上

→十、十二の項を削除

弓道同好会 会執行則

・第1章 活動の運営

(練習) 第1条 会則第2条第二項第一号の練習は、次に掲げる練習により構成される。一 慶應義塾大学平常期間中、原則土日に開催される平常練習 二 慶應義塾大学休業期間中に開催される集中練習 三 合宿中に開催される合同練習 四 学生審査前に開催される審査練習 五 前四号に定める練習の他、臨時に開催される臨時練習 2 前項第一号から第三号の練習は、日吉代表又は臨時練習担当の出席及び内務2名の出席を必要とする。ただし、内務3名の出席があれば例外的に練習を開催することができる。 3 第一項第四号の練習は、指導主任の出席を必要とする。 4 第一項第五号の練習は、日吉代表又は臨時練習担当の出席を必要とする。 5 第一項各号の練習は、原則として自由参加とする。

→ 2 前項第一号から第五号の練習は、日吉代表又は内務の内、1名以上の出席を必要とする。

3 削除

4 削除

4. 補足事項

① 指導マニュアルを会則に組み込むかどうか

② 練習に必要な人員の確認(日吉代表又は内務の内、1名以上、としたが2名にするかどうか)

令和5 年 8月 5日

表題

37期 茂木結

1. 提案

合宿の予算を増やす。

2. 現状・問題点

現状:kqcの繰越金が増加傾向にある。

問題:不測の事態などが発生した際に、現在の合宿の予算だと柔軟に対処することが難しい。

3. 具体案

合宿担当と相談した結果、10万円ほど予算を増やすことが妥当であると結論付けられた。

4. 補足事項

令和5年 8月 3日

表題

37期 内務

1. 提案

同好会で新たに弓を購入する。

2. 現状・問題点

- ・練習参加可能人数の増加に伴い、練習で使う弓の本数が増えた。
- ・38期入会者が多く、現状所有する弓では合宿で弓が足りなくなることが予想される。
- ・38期経験者が多く、比較的重い弓も不足している状態にある。

3. 具体案

特に不足している7～9kgの弓を中心に、7～12kgの弓を購入する。

4. 補足事項

8月の練習で弓整理を行い、具体的に購入する弓の種類と本数を確定させる。

令和 5年 7月 2日

三田祭出店準備費用の経費からの立替

37期 石原響

1. 提案

- ・三田祭出店準備にかかる費用の、経費からの立て替え。

2. 現状・問題点

- ・今年度、初めて三田祭に出店するうえで、必要となる準備金の額が大きいため、一時的に、経費から立て替えたい。

3. 具体案

- ・200000円を目処に経費で立て替えたいと考えている。
- ・三田祭終了後、売上として戻ってきた分から、立て替えたものは元に戻す。

4. 補足事項

- ・三田祭参加者からは、参加費用1人1000円を徴収し、参加する人と参加しない人を明確に分ける。
- ・黒字となった場合は、参加した人のみで山分けとする。
- ・来年以降、定期開催するのかどうかは、今年の結果を踏まえて判断する。

慶應義塾大学弓道同好会 会則

2020.12.19 改正

我々弓道同好会は、弓道に親しみたいが体育会に入ること考えていないという人に弓道に親しむ場を提供し、弓道を愛する人々が集い友情を育むコミュニティーを打ち建てんがために創立された。

画一性を嫌う創立の主旨から、弓道に対する熱意・態度は基本的に個人に任される。よって練習は原則として自由参加である。また上下関係その他による不合理な強制力も排除する。但し、弓道への愛情と弓道人としての品位が会員全員に要求される事はもちろんのことである。

弓道同好会会員は、お互い弓道に対する熱意を喚起しあい、技術の向上をめざすことをその理念とする。

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、弓道同好会と称する。また、KQC (Keio Q-do Club)及び慶弓会を略称として用いることを認める。

(目的)

第2条 本会は、弓道の習得向上とともに、弓道を志す者の相互の親睦を図る事をその目的とする。

2 本会は、前項の目的を達成するために次に掲げる活動を行う。

- 一 練習
- 二 合宿
- 三 学生審査の受審
- 四 対外交流試合
- 五 前四号に付帯又は関連する一切の活動

(機関構成)

第3条 本会は、総会、役員会及び監査役を設置する。

第2章 会員

(会員) 第4条 本会は、次に掲げる会員によって構成される。

- 一 原則として慶應義塾大学学部学生により構成される本会員
- 二 原則として慶應義塾大学院生により構成される準会員

(権利)

第5条 会員は、原則として第2条2項各号に掲げる活動に参加する権利を有する。

- 2 本会員は、総代表及び日吉代表を選定し、これを罷免する権利を有する。
- 3 本会員は、本会運営に関するいかなる事項に関しても請願又は提言する権利を有する。

(義務)

第6条 会員は、本会主旨を守る義務を負う。

第3章 総会

(最高機関)

第7条 総会は、本会の意思決定における最高機関である。

(構成) 第8条 総会は、本会員により構成される。

(総会決議事項) 第9条 総会は、本会員が提案した議題及び議案で、役員会において審議されたものについて、決議をすることができる。

- 2 総会は、報告された事項について、修正の指示及び承認をすることができる。

(招集) 第10条 定時総会は、前期、後期の年2回招集する。

- 2 臨時総会は、必要がある場合にはいつでも招集することができる。ただし、本会員の5分の1以上の要求があれば、役員会はその召集を決定しなければならない。

(招集手続) 第11条 総会を招集するには、総会の日々の2週間前までに、本会員に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、総会は、本会員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3 定時総会を召集するには、定時総会の招集を決定する役員会の日の 2 週間前までに、本会員に対して議題及び議案を募集しなければならない。

(招集権者及び議長) 第 12 条 総会は、役員会の決議によって日吉代表が招集する。ただし、やむを得ず日吉代表が召集できないときは、総代表が招集する。

2 総会において、召集を決定した役員会においてあらかじめ定められた副代表が議長となる。ただし、やむを得ずあらかじめ定められた副代表が議長となれないときは、他の副代表が議長となる。

(議事)

第 13 条 総会は、全本会員の 3 分の 1 以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 総会の議事は、出席本会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

3 本会員は、全本会員の 3 分の 2 以上の署名を以て総会に役員会不信任案を提出できる。

(役員の出席義務) 第 14 条 役員は、総会に出席する義務を負う。ただし、やむを得ず出席できない場合は、活動報告その他必要な事項の報告を他の役員に委任することができる。

(総会の決議等の省略) 第 15 条 本会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき本会員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 役員が本会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき本会員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使) 第 16 条 本会員が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、原則として代理人は議長とする。

2 前項の場合には、本会員は委任状を総会ごとに提出しなければならない。

(議事録) 第17条 総会の議事については、開催日時及び場所並びに議事の経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、総会終了後これを全会員に告示しなければならない。

第4章 役員及び役員会

(役員) 第18条 役員は、次に掲げる通り設けられる。ただし、止むを得ない事情がある場合には、各役員を兼任する事ができる。

一 本会の総ての会員を代表する、学生責任者である総代表1名 二 総代表を補佐する副代表2名 三 本会の事務を総括する主務1名 四 日吉キャンパスの会員を代表し、OB会への連絡の責任者となる日吉代表1名 五 コンパ及びオリエンテーション等の企画及び運営を担当する総務1名以上

六 会費の徴収及び一般会計の管理を担当し、総会に於いて会計報告をする財務1名以上

七 道場の確保、本会所有の用具の管理、会員への連絡及び公的書類の保管等を担当する内務2名以上 八 対外的な業務、特に昇段審査受審の手続きを行う外務1名以上

九 合宿の企画及び合宿会計を担当し、総会に於いて合宿会計報告をする合宿担当1名以上

十 熟練度の高い者を以て任じられ、練習時の指導を総括する指導主任1名以上

十一 対外交流試合の企画及び運営を行う連合役員1名以上 十二 臨時練習を統括する臨時練習担当1名以上

(選任及び解任の方法)

第19条 総代表及び日吉代表の選出は、総代表日吉代表選挙管理要綱に定めるところによる。

2 総代表は、日吉代表を承認した後、副代表及び主務を任命する。任命は、総会にて指名された日から10日以内に行わなければならない。

3 日吉代表は、総代表から承認を得た後、総代表、副代表及び主務以外の役員を任命する。任命は、総会にて指名された日から10日以内に行わなければならない。ただし、補欠又は増員などやむをえない場合はその限りでない。

4 総代表は、任意に役員を罷免する事ができる。

(役員の権利) 第20条 役員は、その職務の内容について、引継資料を作成する権利を有する。ただし、その内容は、本会則及び会執行則を逸脱してはならない。

(役員の義務) 第21条 役員は、前条に規定される文書及びそれに準ずる内容について、開示請求があったときは、開示請求者に対し、すみやかに当該内容を開示しなければならない。ただし、次の各号に掲げる内容については、この限りではない。

一 会員の個人情報など、開示により個人の権利利益を害することが明白であるもの 二

識別符号など、開示により職務の遂行に影響を与えることが明白であるもの 第22条

役員は、その職務に関して知りえた個人情報及びそれに準ずる内容をみだりに

他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

(不信任) 第23条 役員会は、総会で役員会不信任案が可決されたときは、解散しなければならない。

2 前項の場合、役員会は新たに総代表及び日吉代表が任命されるまで、引き続きその職務を行う。(任期)

第24条 役員の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した役員の任期は、その選任時に在任する役員の任期の満了すべき時までとする。

(役員会の招集) 第25条 役員会は、日吉代表が招集する。やむを得ず日吉代表が招集できないときは、総代表が招集する。

2 役員会の招集通知は、各役員及び各監査役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

3 役員会は、役員及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第26条 役員会の決議は、全役員の3分の2以上が出席し、出席役員の過半数をもって行う。

2 第11条3項により議題又は議案を提出した本会員は、役員会に出席し、当該議題又は議案の説明をすることができる。

(役員会の決議等の省略) 第27条 役員が役員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき役員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の役員会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

2 役員又は監査役が役員及び監査役の全員に対して役員会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を役員会へ報告することを要しない。

(役員会議事録) 第28条 役員会の議事については、開催日時及び場所並びに議事の経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、役員会終了後これを全構成員に告示しなければならない。

(会執行則)

第29条 役員会に関する事項は、本会則のほか、役員会において定める会執行則によるものとする。

第5章 監査役

(職務)

第30条 監査役は、その良心に従い役員会及び総会から独立してその職権を行使しなければならない。

2 監査役は、会計に対して妥当性及び違法性の監査を行う。

(選任及び解任の方法) 第31条 総代表は、2年生以上から2名を監査役に指名する。

ただし、役員は監査役を兼任する事は出来ない。

2 監査役の任命は、総会において、全本会員の3分の1以上が出席し、出席した本会員の過半数の決議をもって行う。

3 監査役の解任は、総会において、全本会員の3分の1以上が出席し、出席した本会員の3分の2以上に当たる多数の決議をもって行う。

第32条 監査役の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、やむを得ない場合は再任することができる。

2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

第6章 会計

(構成)

第33条 本会会計は、通常の会計を行う一般会計及び合宿関係の合宿会計からなる。

2 一般会計は、主に会費を収入源とし、全構成員の利益に基づいて処理される。

3 合宿会計は、主に合宿担当が定めた各合宿参加費を収入源とし、当該合宿の参加者の利益に基づいて処理される。

(権限)

第34条 本会会計を処理する権限は、総会の議決に基づいて行使しなければならない。

(会計年度) 第35条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

また、決算は次に掲げる半期ごとに行う。

一 前期は、後期総会の13日前から前期総会の14日前とする。

二 後期は、前期総会の13日前から後期総会の14日前とする。

(予算)

第36条 役員会は、前条に定める会計年度の予算を上半期及び下半期毎に作成し、監査役の承認後、総会にて会員に告示しなければならない。

(会計報告)

第37条 役員会は、総会に於いて少なくとも年2回会計報告を行わなければならない。

(会費等) 第38条 本会の入会金は、2,000

0円とする。

2 本会員は、半期毎に次に掲げる会費等を納入する義務を負う。また、必要に応じて新入生歓迎費を納入する義務を負う。

一 3,000円の前期会費 二

3,000円の後期会費 三 1,0

00円の休会者半期所属費

3 準会員は、年間5,000円の会費を納入する義務を負う。

4 第二項第一号及び前項の会費の納入締切期日は、4月末日とする。

5 第二項第二号の会費の納入締切期日は、創立記念パーティー当日とする。

6 第一項、第二項各号及び第三項の会費等は、一般会計に属する。

7 第二項の新入生歓迎費は、本会への新入生勧誘のための諸活動に使われ、その余剰金及び不足金は一般会計に属する。

(会員の会費納入義務) 第39条 会員は、第35条に定める会費を納入しなければならない。ただし、経済的理由等による会費納入義務の免除及び納入期日の延期は、役員会の裁定で実施し、総会にて報告しなければならない。

(会費の変更)

第40条 本会会費の変更は、役員会によってこれを決定し、総会の議決を必要とする。

第7章 処分 (除名処分) 第41条 役員会は、次に掲げる項目に該当する会員に対する除名処分を決議できる。 一 総会が開会されるまでに会費を納入しなかった者

で、会費の納入意思が認められない者

二 本会の主旨に反した者 三 本会の

名誉を著しく毀損した者 四 本会に対

して著しい損害を与えた者

2 前項第二号から第四号の会員に対する除名処分は、総会の承認を必要とする。

第8章 退会及び休会

(退会)

第42条 本会を退会する者は、退会の旨を役員会に申し出なければならない。

(休会)

第43条 本会に在籍する意志がありながら、勉学上の理由等により練習への参加が困難になった会員は、休会届を役員会に提出し、それが受理された場合には第35条に定める所属費を納入しなければならない。

2 休会者は、原則として第5条の権利を有しない。ただし、会費の納入を納入すればこの限りで無い。

第9章 改正

(改正の決議)

第44条 本会則の改正は、総会に於いて出席本会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第10章 附則

(会則に定めのない事項) 第45条 本会則に定めのない事項は、すべて法令の定めるところによる。

KQC における弓の管理上の諸規則 (改正版)

KQC では現在多数の共有弓を保有している。共有財産たる弓の紛失などを防止し、その所在等を適切に管理し、各会員が支障なく弓道を行えるよう、以下にいくつかの諸規則を定める。各会員にはこれを熟読の上、順守するよう求める。

一章. 弓の貸し出し、返却一条 KQC が保有する弓を個人が持ち帰る場合、必ずその旨をその日の練習時に内務 に報告する。

その際、①持ち帰る弓のキロ数と番号

②弓の返却予定日（4週間以内）の2点を必ず同時に内務に報告し、承認を受ける。

二条 弓の返却は予定日（4週間以内）までに必ず行う。万が一やむを得ない事情により返却が遅れるなどの事態が発生した場合、すぐに内務まで連絡する。

三条 4週間以内の弓の返却が困難であると内務が判断した場合は弓の貸し出しを認めない事がある。ただし合宿や連合等考慮すべき事情があればこの限りでない。

四条 弓を無断で持ち帰る、返却予定日を超えても返却せず連絡もしないなど、弓の取り扱いに関して問題があると認められる時には、日吉代表と内務の協議のうえで該当者に対し最大で6か月間KQCの弓の使用を認めない場合がある。

五条 仮入会期間中は新入生による弓の持ち帰りは原則として認めない。

六条 総会の委任状の未提出者や出欠連絡を怠る者は、弓を貸し出すに相応しくないとし、最大6か月間KQCの弓を使用する権利を失う場合がある。

七条 以前行っていた弓の点数制による管理は廃止する。

二章. 個人が所有する弓の管理八条 個人が所有する弓に関しては、原則として各自が自宅等で管理する。日吉代表や内務から許可がある場合を除き、道場に個人の弓を置いておくことは認めない。

九条 個人が所有する弓に関しては、損傷等の損害は全て自己責任とする。ただし弓の使用や補修等の際に、筆粉やギリ粉、替え弦や握り革などKQCが所有する道具を適宜使うことができる。

三章. 弓の管理について十条 経年劣化等による歪みなどのため、使用が危険、もしくは不可能と判断された弓に関しては、これを廃棄する。

廃棄の判断・実施については内務に一任する。

十一条 KQCの弓を使用中に、弦が切れる、中仕掛けや握り皮がぼろぼろになるなど使用に支障をきたした場合には、原則としてその起因者が整備・補修を行う。新規に弓を使う際に既に整備・補修が必要だった場合には新規使用者が整備・補修を行う。その際、替え弦や握り革などKQC所有の道具を適宜使用することが出来る。初心者は、必要に応じ経験者の指

示を仰ぐ。なお、補修に際し弓具店に依頼する必要があると内務が判断した場合には費用はKQCの予算から支出する。

十二条 弓袋に穴が開くなど、持ち運びや保管に問題が生じた場合は内務まで報告する。個人所有の弓を除き、個人の判断で弓袋を交換することは禁止する。

十三条 KQCの弓を使用する場合、各会員の名前を弓の管理リストに必ず記載する。管理リストへの記載は内務が行い、各会員は自分の使用弓を内務に報告する。

十四条 弓の管理リストへの名前の記載後は、原則としてその弓を使用する。使用する弓を変更する場合は必ず内務に報告する。

十五条 弓の管理リストへの名前の記載後、長期間弓の使用がない場合は当該者に連絡を取った上でほかの会員との共有になる場合がある。

十六条 そのほか弓の管理については日吉代表、内務の指示に従う。 2016.8.3 (2016.12.24 一部改正)

KQCにおける弓の管理上の諸規則（改正版）

KQCでは現在多数の共有弓を保有している。共有財産たる弓の紛失などを防止し、その所在等を適切に管理し、各会員が支障なく弓道を行えるよう、以下にいくつかの諸規則を定める。各会員にはこれを熟読の上、順守するよう求める。

一章. 弓の貸し出し、返却

一条 KQCが保有する弓を個人が持ち帰る場合、必ずその旨をその日の練習時に内務に報告する。

その際、①持ち帰る弓のキロ数と番号

②弓の返却予定日（4週間以内）

の2点を必ず同時に内務に報告し、承認を受ける。

二条 弓の返却は予定日（4週間以内）までに必ず行う。万が一やむを得ない事情により返却が遅れるなどの事態が発生した場合、すぐに内務まで連絡する。

三条 4週間以内の弓の返却が困難であると内務が判断した場合は弓の貸し出しを認めない事がある。ただし合宿や連合等考慮すべき事情があればこの限りでない。

四条 弓を無断で持ち帰る、返却予定日を超えても返却せず連絡もしないなど、弓の取り扱いに関して問題があると認められる時には、日吉代表と内務の協議のうえで該当者に対し最大で6か月間KQCの弓の使用を認めない場合がある。

五条 仮入会期間中は新入生による弓の持ち帰りは原則として認めない。

六条 総会の委任状の未提出者や出欠連絡を怠る者は、弓を貸し出すに相応しくないとし、最大6か月間KQCの弓を使用する権利を失う場合がある。

七条 以前行っていた弓の点数制による管理は廃止する。

二章. 個人が所有する弓の管理

八条 個人が所有する弓に関しては、原則として各自が自宅等で管理する。日吉代表や内務から許可がある場合を除き、道場に個人の弓を置いていくことは認めない。

九条 個人が所有する弓に関しては、損傷等の損害は全て自己責任とする。ただし弓の使用や補修等の際に、筆粉やギリ粉、替え弦や握り革などKQCが所有する道具を適宜使うことができる。

三章. 弓の管理について

十条 経年劣化等による歪みなどのため、使用が危険、もしくは不可能と判断された弓に関しては、これを廃棄する。廃棄の判断・実施については内務に一任する。

十一条 KQCの弓を使用中に、弦が切れる、中仕掛けや握り皮がぼろぼろになるなど使用に支障をきたした場合には、原則としてその起因者が整備・補修を行う。新規に弓を使う際に既に整備・補修が必要だった場合には新規使用者が整備・補修を行う。その際、替え弦や握り革などKQC所有の道具を適宜使用することが出来る。初心者は、必要に応じ経験者の指示を仰ぐ。なお、補修に際し弓具店に依頼する必要があると内務が判断した場合には費用はKQCの予算から支出する。

十二条 弓袋に穴が開くなど、持ち運びや保管に問題が生じた場合は内務まで報告する。個人所有の弓を除き、個人の判断で弓袋を交換することは禁止する。

十三条 KQCの弓を使用する場合、各会員の名前を弓の管理リストに必ず記載する。管理リストへの記載は内務が行い、各会員は自分の使用弓を内務に報告する。

十四条 弓の管理リストへの名前の記載後は、原則としてその弓を使用する。使用する弓を変更する場合は必ず内務に報告する。

十五条 弓の管理リストへの名前の記載後、長期間弓の使用がない場合は当該者に連絡を取った上でほかの会員との共有になる場合がある。

十六条 そのほか弓の管理については日吉代表、内務の指示に従う。

2016.8.3 (2016.12.24 一部改正)